

# 年金花道

# 定期積金

**期間3年  
0.1%**

年金受給者限定で  
店頭表示金利に  
金利を上乗せさせて  
いただきます！



## 取扱期間

**令和4年4月1日（水）～令和5年3月31日（水）**

## 愛媛たいき農業協同組合

お気軽に最寄りの支所・出張所へご相談下さい。

本所資金課 TEL(0893)24-4182

大洲支所 TEL(0893)24-2008 粟津支所 TEL(0893)26-0211 喜多支所 TEL(0893)24-5843

五十崎支所 TEL(0893)44-2188 長浜支所 TEL(0893)52-1211 菅田支所 TEL(0893)25-5011

肱川支所 TEL(0893)34-2321 新谷支所 TEL(0893)25-0521 内子支所 TEL(0893)44-4111

オズメッセ出張所 TEL(0893)25-0008 大瀬支所 TEL(0893)47-0111

## 商品概要説明書

(令和2年11月2日現在)

|   |  |
|---|--|
| 商品名   | ・定額式定期積金（愛称：年金花道定期積金）  |
| ご利用いただける方   | ・当組合口座で老齢年金、遺族年金、障害年金等の公的年金を当組合でお受け取りされている個人の方。  |
| 期間  | ・定型方式（期間：3年）   |
| 払込方法<br>(1) 払込方法<br><br>(2) 払込金額<br>(3) 払込単位                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。</li> <li>・掛込周期は1か月または2か月のいずれかとします。</li> <li>・預入時のお申出により、最大6回まで増額月を設定できます。</li> <li>・普通貯金等からの自動振替による払込</li> <li>・1回あたり10,000円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>   |
| 払戻方法  | ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。   |
| 給付補填金<br>(1) 適用利回り<br><br>(2) 支払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br><br>(5) 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期積金の店頭表示利率に、年0.1%（税引き後0.079%）を上乗せした約定利率を満期日まで適用します。ただし、年金のお受取を他金融機関に変更された場合は、預入時に遡って金利を取り消し、預入日時点の定期積金の3年（3年以上）の店頭表示利率に変更します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。<br/>※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・店頭表示利率（年利回り）は金利表示ボードに表示しています。または窓口にてお問合せください。</li> </ul> |
| 手数料   | —  |
| 特約事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お一人様契約金額18万円以上500万円以内<br/>※口数に制限はありませんが、お一人当たり500万円が上限となります。</li> <li>・総合口座の担保に組み入れできます。<br/>（貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率）</li> </ul>  |
| 中途解約時の取扱い   | ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率を適用いたします。   |
| 貯金保険制度<br>(公的制度)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象<br/>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>  |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容  | <p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本所、支所、出張所または金融部（電話：0893-24-4182）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>                                  |
| その他参考となる事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>  |

詳しくは窓口にお問い合わせください。